

こまちで就活キャンペーン業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、首都圏等の学生のU I Jターン就職を促進するため、秋田新幹線「こまち」の一部車両を使用し、車内で県内企業と学生との就活関連イベントを開催する、こまちで就活キャンペーン（以下、「キャンペーン」という。）を実施するものである。

本件業務委託の受託者は、この仕様書に基づき、当該キャンペーンの事務局を担い、秋田県（以下、「県」という。）及び東日本旅客鉄道株式会社秋田支社と協力しながら、企画の詳細を詰めるとともに、キャンペーンに参加した学生の参加満足度の向上を図ることにより、若者の県内定着につなげる。

なお、本事業の参加者には、県が主催する後続の就活イベントへ確実に接続・参加をさせるよう、本事業の過程において、後続イベントの情報を共有させることとする。

2 業務の委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（火）まで

3 委託業務の内容

下記ア～エの内容等のキャンペーンを実施するにあたって、以下の業務を実施するものとする。

ア 開催イベントの名称

県外の大学生等が参加したくなるようなイベント名を提案し、県及び東日本旅客鉄道株式会社秋田支社と協議して決定すること。なお、昨年度実施した際の「こまち就活エクスプレス」とのつながりを踏まえた名称とすること。

イ キャンペーン対象者

キャンペーン対象者は、県外在住の県出身学生（就活期にある大学3年生等）とする。ただし、キャンペーン告知・PRに当たっては、キャンペーン対象者に加え、秋田県内に居住する対象者の家族を想定したPR手法を提案すること。

ウ 開催時期

学生が参加しやすい帰省の時期などを考慮しながら、県及び東日本旅客鉄道株式会社

秋田支社と協議して決定すること。なお、夏（7月下旬から8月上旬を想定）と冬（12月中旬から下旬を想定）の年2回の開催とすること。

エ 内容

秋田新幹線こまちの車内において、学生と県内企業との就活関連イベント及び参加学生同士の交流イベントを開催する。当日の具体的なイベント内容、タイムスケジュールや車内の装飾、当日の進行等については、参加者及び他の乗客の安全性を担保しつつ、参加者にとって有意義な時間となるよう工夫をこらしたものとし、県及び東日本旅客鉄道株式会社秋田支社と協議して決定すること。

オ 参加人数（目標）

- ・学生120人（夏開催・冬開催各60人）
- ・企業40人（20社程度）（夏開催・冬開催各20人（10社程度））
- ・後続イベントへの本事業の参加率 100%

（1）秋田新幹線「こまち」一部車両の手配・管理業務

- ①秋田新幹線「こまち」の一部車両の手配を行うこと（乗車駅・降車駅は募集状況等を踏まえ、県との協議により決定し、それに応じた対応を行うこと）。
- ②車両の利用に関する東日本旅客鉄道株式会社秋田支社との調整、契約手続き等を県に代わって行うこと。
- ③車両内のレイアウト、電源確保等、その他イベント実施に必要な環境整備について東日本旅客鉄道株式会社秋田支社と協議・調整を行うこと。

（2）キャンペーンのPR業務

- ①ターゲットを絞った効果的な広告（SNSやWEBメディア等）
キャンペーンへの学生の参加を促すにあたり、WEB広告やSNS広告、キャンペーン専用WEBサイト（以下「LP」という。）による情報発信を行うこと。WEB広告等については、CVタグを設定し、広告の効果を評価できるよう配慮すること。
- ②PRチラシ及びバナーの作成
キャンペーンをPRするためのチラシとバナーを作成すること。なおデザインは学生の参加に繋がるような、若者に訴求するものとする。
- ③周知手法の提案
大学等キャリアセンターへの周知のほか、受託者のネットワークや広報媒体の活用等、効果的な方法により、多くの学生の参加が見込める周知手法を提案すること。

(3) 学生向けLP構築・管理業務

- ①本イベントの告知、概要説明、学生のキャンペーン参加登録を目的としたLPを新規に構築すること。
- ②LPには、イベントの魅力が伝わるデザイン、分かりやすい情報配置、円滑な登録フロー（個人情報保護に配慮した設計）を実装すること。
- ③登録された学生情報の管理システムを構築し、県担当者と共有できる体制を整備すること。
- ④イベント終了後、一定期間LPサイトの運用・管理を行うこと。

(4) 外部タグ（CVタグ）の設置・動作に関する協力義務

①タグ設置の許可と協力

県が指定する第三者（以下、「タグ設置業者」という。）が、本LPの特定のページ（主にサンクスページや申込完了ページ）にCV計測を目的としたタグを設置することを許可し、その設置作業に必要な技術的協力（コードの埋め込み、FTP・CMSアクセス権限の一部付与など）を行うこと。

②設置期間と変更への対応

イベント終了までの期間、タグを維持管理すること。またLPの設計変更（URL変更など）が発生した場合は、速やかにタグ設置業者と連携し、タグの動作に支障がないよう必要な再設定や調整に協力すること。

③動作保証

構築したLPサイトが、指定されたCVタグを正確に読み込み、計測を妨げない技術的な環境を提供すること。

④アクセス権限

CVタグの設置にあたって、タグ設置業者へアクセス権限付与する場合は、CVタグの設置・管理に必要なCMS等の特定部分へのアクセス権限（アカウント）をタグ設置業者に付与すること。また、タグ設置業者を代行して設置を行う場合はタグ設置業者から提供されたタグコードを、指定されたページ（サンクスページ等）に正確に設置し、設置完了後にタグ設置業者に通知すること。また、イベント終了時などにタグを撤去する作業も行うこと。

⑤計測に必要な情報の共有義務

CVタグを設置するページの最終的なURL（特に動的なURLの場合はその仕様）を、タグ設置業者と共有すること。また、タグ設定後の動作テストを行うための環境（または手順）をタグ設置業者に提供すること。

(5) 車内イベントの運営業務

- ①学生と企業、及び学生同士が交流できる車内イベントの企画、運営計画の策定を行

うこと。なお、学生1人あたり3社程度の県内企業とマッチングができるようにすること。

- ②参加県内企業の出展調整を行うこと。なお、参加企業の選定は県が実施し、その後県からの参加企業の情報提供を受けて、参加企業への参加依頼、出席者報告等の調整を行うこと。
- ③参加学生に対し、事前にオンライン等により、イベントの趣旨、当日の集合場所やイベント当日の流れなどについて説明を行うこと。
- ④イベント当日の受付、会場設営、進行管理、参加企業・学生への案内、誘導等、円滑な運営に必要な一切の業務を行うこと。
- ⑤学生と企業、及び学生同士の交流を促進するための工夫（例：企業ごとのブース設置、学生同士の交流スペースの確保など）を凝らすこと。
- ⑥緊急時（体調不良者発生、運行遅延等）の対応計画を策定し、適切に対応すること。なお、緊急発生時に備え、県と受託者双方の緊急連絡先及び連絡体制図を作成し、共有すること。

（6）学生の新幹線までの誘導線の確保

- ①事前登録が完了した学生がイベント当日に支障なく新幹線指定車両に乗車できるよう確実かつ安全な誘導線を確保し、参加学生に周知を図ること。
- ②誘導線に関する学生からの問い合わせ対応を行うこと。
- ③駅構内での事故やトラブル発生時の対応手順（特に学生や一般乗客の安全確保）を東日本旅客鉄道株式会社秋田支社との協議の上作成し、その内容を報告すること。

（7）問い合わせ対応業務

キャンペーン参加者からの問い合わせに対応すること。

- ①問い合わせ窓口の設置・運営
キャンペーンに関する申請者や関係機関からの問い合わせに対応するため、メール等による対応窓口を設置し、運営すること。
- ②FAQの作成・更新
よくある質問（FAQ）を作成し、LPに掲載するとともに、随時更新すること。
- ③対応ログの管理
問い合わせ内容、対応履歴を記録し、サービス改善に役立てること。

（8）個人情報保護・情報セキュリティ

- ①キャンペーンを通じて取得する個人情報は、個人情報保護法および関連法令、県の個人情報保護に関する規定を遵守し、厳重に管理すること。

②情報セキュリティ対策を講じ、情報漏洩、不正アクセス等のリスクを回避する体制を構築すること。

(9) 参加学生へのアンケート

参加学生に対して、アンケートを実施し取りまとめること。アンケートの実施において回収率を向上させる策を講じること。なお、県において、本事業の参加者に対する事後調査を行う予定であり、あらかじめ収集した個人情報を県に提供すること。

4 留意事項

- (1) 企画提案内容に関する基本的な考え方、提案理由を示すこと。
- (2) 企画・運営等について具体的に提案すること。
- (3) 提案内容の実施に係るスケジュール（予定）を提示すること。
- (4) 提案内容に関する経費の内訳を取組ごとに示すこと。
- (5) 本業務の全てを第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を第三者に再委託することは、予め県に協議を行い、県が承認した場合のみ可とする。

5 権利の帰属

(1) 著作権および利用権の帰属

本業務で作成したすべての成果物（クリエイティブ、画像、動画、デザイン案、企画書等を含む。以下「本成果物」という。）に関する著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）は、その納品をもって全て県に帰属するものとする。

(2) 県の利用権

県は、本成果物を、本業務以外の広報活動等においても、期間の制限なく、自由に利用（複製、改変、公衆送信、翻案、その他の利用を含む）できるものとし、受託者はこれに対し著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 権利処理の責任

受託者は、本成果物の作成にあたり使用するすべての素材（写真、イラスト、フォント等）について、第三者の著作権、肖像権、商標権等の権利を侵害しないよう、事前に必要な権利処理を全て完了するものとする。これにより第三者との間に紛争が生じた場合は、受託者の責任と費用をもってこれを解決し、県に損害を与えないものとする。

6 プロジェクト管理及びスケジュール管理

(1) 進行管理表（ガントチャート等）の作成と共有

本業務は、県（マーケティング担当部署等を含む）との協議を通じて随時内容を改善しながら進行する。そのため受託者は、事業全体のタスクや進捗状況を可視化した「進行管理表（ガントチャート等）」を作成し共有すること。作成にあたっては、受託者の過度な管理負担とならないよう、過度に詳細な作業分解（WBS）は必須とせず、実務の進行管理に必要なかつ適切な粒度とすること。

(2) 県による確認・調整期間（マイルストーン）の明記

進行管理表には、「県による確認・調整・フィードバックのタイミング（マイルストーン）」を明確に組み込むこと。その際、成果物等の提出から、県庁内における確認・調整を経てフィードバックを行うまでの期間として、各フェーズにおいて原則として5営業日程度を見込んでスケジュールを構築すること。

(3) 進捗・課題管理と柔軟な計画見直し

県は受託者からの提案や成果物に対し適宜フィードバックを行い、庁内調整等の経緯を記録・管理する。受託者はこれらの方針変更や改善指示に対し、県と協議の上、柔軟かつ機動的に進行管理表の見直し・修正を行うこと。

(4) キックオフ会議の実施とリスク管理

受託者は、契約締結後速やかに県とキックオフ会議を実施し、本仕様書に基づく進行管理表（マイルストーンや確認期間を含む）、報告・連絡体制、及びプロジェクト進行上想定されるリスクとその対応策について、県と協議の上、共通理解を図ること。

7 報告

委託業務が完了したときは、遅滞なく県に対して委託業務完了届、実績報告書のほか、キャンペーン実績（参加学生数、参加企業数、広告配信等の広報活動実績、アンケート結果、問い合わせ対応状況等）の詳細な報告書、及び最終的な実施経緯を反映した進行管理表を作成し、提出すること。また、その他県が指示する資料等を提出すること。

8 その他

- (1) 上記内容については、県と受託者との協議に基づき変更することがある。
- (2) 本仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その

都度、県と事前協議を行い、調整するものとする。

(3) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。